

市立青梅総合医療センター使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 1 1 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

診療報酬の算定方法の一部改正を踏まえ、保険診療によらない妊娠および出産にかかる費用の負担を抑えるとともに、分べんを取り扱う医療機関としての機能を維持していくため、使用料の一部を改めたいので、この条例案を提出いたします。

市立青梅総合医療センター使用条例の一部を改正する条例

市立青梅総合医療センター使用条例（昭和 3 4 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号ただし書中「2 0 円」の次に「、妊娠および出産にかかる診療（入院中に行うものに限る。）については 1 1 円」を加え、同項第 4 号中「1 2 0, 0 0 0 円」を「1 3 5, 0 0 0 円」に改め、同号ただし書中「1 5 0, 0 0 0 円」を「1 6 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 7 号中「8, 0 0 0 円」を「1 1, 0 0 0 円」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の市立青梅総合医療センター使用条例の規定は、令和 8 年 6 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条

第2項第4号および第7号の改正規定は、同年7月13日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条第2項第1号の規定は、令和8年6月1日以後の市立青梅総合医療センター（以下「医療センター」という。）の使用にかかる使用料について適用し、同日前の医療センターの使用にかかる使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第2条第2項第4号および第7号の規定は、令和8年7月13日以後の医療センターの使用にかかる使用料について適用し、同日前の医療センターの使用にかかる使用料については、なお従前の例による。